

刑事弁護人像は変わるか？

—新しい国選弁護制度と 裁判員裁判の含意—

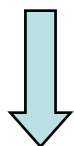
後藤昭(一橋大学)

2008年2月14日

法曹親和会講演会

目に見える変化

- 国選弁護士運営主体としての司法支援センター
- 被疑者国選弁護士制度の導入と拡大
- 裁判員制度の運用開始
- 弁護士人口の拡大



弁護士層内の不安・反発

変化の基調は何か？

利用者のための司法

- 利用機会の確保
- 競争による質の向上
 - 弁護の質に対する批判的関心
- 利用者の満足という指標

大学をめぐる変化との比較

- 教育の比重拡大
- 大学間競争の顕在化
- 学生の意見重視

これまでの刑事弁護の担い手

- 国選・私選を受任する多くの平均的弁護士
- ごく少数の刑事専門弁護士
- 一部の著名な刑事弁護士
- 特捜事件を扱う退官弁護士
- 依頼事件がなく国選弁護を受任する高齢の弁護士

これまでの刑事弁護人像

良いイメージ

= 弁護士の自己像

- 無実の人を救う守護者
- 権力との対抗者
- 人権のための献身的な奉仕者

悪いイメージ

= 公衆が持ちやすい像

- 犯罪者の協力者

米国での刑事弁護の担い手

刑事弁護の専門化

- ① 著名な辣腕弁護士
- ② 中核としての公設弁護人
- ③ 国選弁護を多く引き受ける弁護士層

被告人を含む非法律家のもつ階層像

① → ③ → ②

専門家のもつ階層像

① → ② → ③

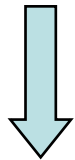
米国における刑事専門性の背景

- 弁護士の数之多さ
- 刑事専門知識の必要性（陪審裁判・答弁取引・量刑指針・・・）

日弁連刑事弁護センター編『アメリカの刑事弁護制度』（1998年現代人文社）

日本で新しく登場した 刑事弁護の担い手

- ①指導力を発揮する刑事弁護士
- ②公設事務所系・法テラス弁護士
- ③国選弁護収入に頼る若い弁護士



刑事弁護の専門化 ← 弁護士人口の増加と刑事
手続の複雑化(裁判員裁判・公判前整理
手続)

刑事弁護士の自己像

自分の存在意義をどう自覚するか？

- エリート意識？
- 刑事司法の質を確保する公的役割？
- 職人的技量？
- 依頼者の援助者？

Charles.J.Ogletree, Beyond Justification : Seeking
Motivation to Sustain Public Defenders, 106
Harv.L.Rev.1239(1993)

刑事弁護の質の確保

1) 専門性強化

弁護士数が増えると質が下がる？

刑事事件は全弁護士が分担する？

2) 法曹養成過程の充実

法科大学院での刑事弁護教育：クリニック・先端科目としての「上級刑事法」

3) 国選弁護人選任方法の工夫

新人に裁判員裁判を任せるか？

4) 公的弁護に対する適正な支払い

現在の報酬・費用体系

1) 法テラス設立前との比較

- 基礎報酬は低下
- 労力報酬の要素は拡大
- 費用補償の可能性は拡大

2) 弁護士の不満

- 基礎報酬が低い。
- 労力が十分に反映されない。

現在の報酬額は適正か？

1) 私選弁護報酬と比較する？

2) 時給単価を計算する？

日弁連『弁護士白書2007年版』: 平均時給
13,312円

3) アメリカと比べると？

連邦裁判所国選弁護人時給: 法廷\$60、法
廷外\$40、(\$75まで可)、重罪で最大\$7,000

州裁判所の場合

現在の報酬体系の問題

- 見えにくい部分の労力評価
→ 完全時給性という目標
- 調査費用の補償
刑訴38条2項(国選弁護人への支払い)と173条1項(鑑定人への支払い)の比較:「必要な費用」
- 全国一律が良いか?
- 予算決定の順序

法テラスへの弁護士への対応

1) 弁護士の間にある警戒

2) 現実の運用

3) 現状の評価

2009年に対応できるか？

1) 被疑者国選弁護の拡大

← 法テラス契約弁護士・スタッフ弁護士の確保・法曹人口増加

2) 裁判員裁判

← 専門性の強化

刑事弁護人像は変わるか？

- 1) 刑事専門性の強化
- 2) 依頼者の援助者：依頼者中心の弁護観

日本の弁護士たちは、変化に対応できるか？

できる！

変化を恐れなければ。

後藤昭「刑事弁護充実の方策」宮澤節生ほか
編『21世紀司法への提言』(1998年日本評
論社)187-201頁

後藤昭「辩护人依頼権と自己決定」刑法雑誌4
1巻3号(2002年)390-400頁